

「空売り報告制度のシステム対応等に関する調査」

報告書（要旨）

平成 24 年 3 月

株式会社ディーバ

目次

1. プロジェクトの概要.....	1
1.1 背景.....	1
1.2 目的.....	1
1.3 調査実施期間.....	2
2. 調査方法.....	3
3. 調査結果要旨.....	5
3.1 システム構築のために必要な開発内容.....	5
3.2 システム構築後に必要な運用・管理内容.....	10

別添 開発工数の試算

1. プロジェクトの概要

1.1 背景

有価証券の空売りについては、現行、時限的措置として、発行済株式総数の原則 0.25%以上の空売りポジション報告・公表義務を導入している（平成 20 年 11 月 7 日導入・当面、平成 24 年 4 月 30 日まで）。

「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日公表）では、「諸外国の動向等を踏まえつつ、将来における空売りポジション報告・公表制度の恒久化について、

- ・ 店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすることについてどう考えるか
 - ・ その際、報告方法として、顧客が会員証券会社を通じて取引所に報告する現行の方式を、当局へ直接報告する方式へ変更すること等を含めた見直しについて、どう考えるか
- 等の点も含め、引き続き、総合的に検討する」こととされている。

1.2 目的

空売りポジション報告・公表制度について、以下の選択肢を想定した上で、表 1 に示すケースについてシステム対応の比較調査を行う。

① 報告方式

- (i) 投資者が金融庁に直接報告する方式
- (ii) 投資者が金融商品取引業者等を通じて金融庁に報告する方式

② 報告対象

- (i) 株式の空売りポジション（市場・店頭取引）のみ
- (ii) (i) に加え、株式に関連するデリバティブ取引のショートポジション（市場・店頭取引）

表 1 調査の対象となるケース

報告対象	投資者が金融庁に直接報告する方式	投資者が金融商品取引業者等を通じて金融庁に報告する方式
株式の空売りポジション （市場・店頭取引）		
株式の空売りポジション （市場・店頭取引） 株式に関連するデリバティブ取引のショートポジション （市場・店頭取引）		

上記① (i) (ii)、② (i) (ii) を組み合わせ、上表 I～IVの各ケースについて、以下の調査検討を行い、比較する。

- ・ システム構築のために必要な開発内容、課題及びその対応策、期間・費用の試算
- ・ システム構築後に必要な運用・管理内容、課題及びその対応策、運用体制

1.3 調査実施期間

平成23年12月5日から平成24年3月30日まで

2. 調査方法

「空売り報告制度のシステム対応等」において、「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET¹）の次世代システム」（以下、「次世代 EDINET」とする）の利用可能性²を評価するため、次世代 EDINET についての要件と「空売り報告制度のシステム対応等」についての要件を比較し、改修事項について調査を行った。「空売り報告制度のシステム対応等」の要件は下記資料による。

- ・ 「空売り報告制度のシステム対応等に関する調査」仕様書

「空売り報告制度のシステム対応等に関する調査」仕様書から抜粋した本調査に係る要件の概略は以下のとおりである。

報告に係る機能について

(1) 本人確認・提出方法等

- 本人確認・提出方法は、現在の EDINET を利用した大量保有報告書の方法に準ずるものとする。
- 投資者が金融庁に直接報告する方式では、投資者が紙媒体により報告し、金融庁職員においてその内容をシステムに入力することも不可能ではないものとする。

(2) 報告内容

- 株式の空売りポジションの報告事項は、①名称又は氏名、②住所、③銘柄、④残高数量(※1)、⑤残高割合(※2)、⑥報告義務発生年月日とする。
(※1)株式の空売りポジションの数量をいう。
(※2)発行済株式総数のうち残高数量の占める割合をいう。
- 上記に加え、デリバティブ取引のショートポジションを報告する場合の報告事項は、①名称又は氏名、②住所、③銘柄、④合算した残高数量(※1)、⑤取引の種類ごとの残高数量、⑥合算した残高割合(※2)、⑦取引の種類ごとの残高割合、⑧報告義務発生年月日とする。
(※1)株式の空売りポジションの数量をいい、株式に関連するデリバティブ取引にあってはそのショートポジションを当該株式の空売りポジションに換算した数量をいう。
(※2)発行済株式総数のうち残高数量の占める割合をいう。
- 複数の銘柄について報告する場合は、①名称又は氏名、②住所は共通項目とし、これらを複数回入力することは要しないものとする。
- 投資者又は金融商品取引業者等において残高数量・残高割合を計算した上で報告するものとする。

(3) 報告件数等

- 年間の報告件数は約 1 万件とするが、大幅な件数増加にも耐えられるようにする。
- 投資者が金融庁に直接報告する方式では、投資者は、空売りを行った日から起算して数営業日が

¹【EDINET】有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書等の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく開示書類に係る電子開示システム（Electronic Disclosure for Investor's Network）

²【次世代 EDINET の利用可能性】本調査は、現在開発中の次世代 EDINET に空売り報告制度のシステムを追加することを仮定し、調査したものであり、現在進行中の次世代 EDINET 開発業務とは無関係である。

経過する日までの間に報告するものとする。

- c. 金融商品取引業者等を通して報告する方式では、投資者は、空売りを行った日から起算して数営業日が経過する日までの間に金融商品取引業者等に情報を提供し、金融商品取引業者等はその情報を遅滞なく金融庁に報告するものとする。(※)

(※) 現行制度では、投資者は、空売りを行った日から起算して 2 営業日が経過する日の午前 10 時までに金融商品取引業者等に情報を提供し、金融商品取引業者等はその情報を遅滞なく取引所に報告することとなっている。

(4) データチェック機能

報告内容に関し、日付に誤りがある場合や、入力すべき項目に数値が入力されていない場合等、明白な誤りがあるときは、報告の受領前に警告する機能を必要とする。

公表に係る機能について

(1) 公表方法

- a. ①報告内容の全部又は一部を公表すること。(※1)
②報告された情報から一定水準以上のもののみを抽出し、公表すること。(※2)
(※1) 現行制度では、空売りポジションの保有者が個人の場合、残高割合 0.25%以上となれば氏名・住所等を取引所に報告することとしているが、残高割合 5%以上とならない限り、「個人である」旨の公表にとどめ、氏名・住所は公表しないこととしている。
(※2) 諸外国の類似制度の中には、空売りポジションの報告水準と公表水準とを区別しているものがある (例えば、仏・独は、残高割合 0.2%以上で報告、0.5%以上で公表)。
- b. 金融庁職員は、公表情報の選別・修正ができるものとする。

(2) 公表期間

- a. 報告された情報は、遅滞なく公表することを可能とする。公表される情報の内容の更新頻度は 1 日 1 回以上とすることを可能とする。
- b. 公表は、報告を受けた日から 1 年以上継続するものとする。

(3) 公衆縦覧機能

- a. 公表された情報は、インターネットを通じて自由に閲覧できるものとする。
- b. 一般の閲覧者において、報告者、銘柄、報告日をキーにして公表情報を検索できることとする。

その他の機能等について

(1) 分析機能

特別のアクセス権限を付与した者 (金融庁職員を前提) において、報告者や銘柄、取引の種類ごとに名寄せを行い、時系列化するなど、ポジションの変遷過程を分析できるような機能を設けることとする。

3. 調査結果要旨

3.1 システム構築のために必要な開発内容

次世代 EDINET の利用可能性を評価するため、機能要件³及び非機能要件⁴について調査検討した結果、「1.2 目的」で示した表 1 の I～IV のケースで開発内容に差異はあるものの、いずれのケースにおいても次世代 EDINET の利用が可能であると評価した。(※) I～IV のケースについての比較結果を表 2 に示す。

(※) ただし、関係する法令の改正等、制度の整備が前提となる。

表 2 ケース I～IV の比較

開発事項	I	II	III	IV
機能要件				
紙面／磁気ディスクによる提出機能 ⁵	必要	不要	必要	不要
空売り報告書類作成ツール ⁷	必要(※1)	必要(※2)	必要 (1) (3)	必要 (2) (3)
提出者情報 ⁸ の非公表化	必要(※4)	必要	必要(※4)	必要
データチェック機能 ⁹	必要	必要	必要(※5)	必要(※5)
書類審査支援機能 ¹⁰ の開発	必要	必要	必要(※5)	必要(※5)
分析機能 ¹¹	必要	必要	必要(※5)	必要(※5)
概算開発工数(※6)	31 人月	27 人月	33 人月	29 人月
非機能要件				
想定提出件数 (年間)	1 万件	1 万件	1 万件(※7)	1 万件(※7)

(※1) Web フォーム¹²・Excel ツール¹³を備える。

Excel ツールでは、複数銘柄を提出可能とする。

(※2) Web フォーム・Excel ツールを備える。

Excel ツールでは、複数銘柄に加え、複数の投資者の報告を提出可能とする。

³【機能要件】業務における機能に係る要件

⁴【非機能要件】性能や信頼性、拡張性、セキュリティなど機能要件以外の要件

⁵【紙面／磁気ディスクによる提出機能】紙面や磁気ディスクにより郵送された空売り報告書類をシステムに登録するための機能

⁶【空売り報告書類】次世代 EDINET に提出する空売り報告に関する書類

⁷【空売り報告書類作成ツール】提出用の空売り報告書類を提出者が容易に作成できるようにするために準備するブラウザ上の入力画面や Excel を利用したアプリケーション

⁸【提出者情報】次世代 EDINET に登録した空売り報告書類の提出者に関する氏名・住所等の情報

⁹【データチェック機能】報告内容の誤りを提出前（仮登録時）にチェックし、警告を出す機能

¹⁰【書類審査支援機能】提出された空売り報告書類の審査を効率よく行うため、空売り報告書類から審査に必要となる情報を抽出し、書類審査業務を支援する機能

¹¹【分析機能】ポジションの変遷過程を分析する機能

¹²【Web フォーム】ブラウザ上の画面に入力した情報から空売り報告書類を作成する機能

¹³【Excel ツール】マイクロソフト社の Excel に入力した情報から空売り報告書類を作成するアプリケーション

- (※3)デリバティブ取引のショートポジションに係る項目の追加及び入力チェックが必要となる。
- (※4)空売り報告書類内に記載されている氏名・住所の非公表に加え、書類種別などで検索した際に結果画面に表示される提出者情報に含まれる氏名・住所についても非公表とする。
- (※5)株式の空売りポジションとデリバティブ取引のショートポジションを合算した残高数量／残高割合についても可能とする。
- (6)XBRL¹⁴の場合についての記載。概算工数の見積りについては、次世代 EDINET の開発を担当した事業者または開発内容を理解している事業者による開発を想定。なお、工数は災害対策機能を考慮していない。詳細については「別添 開発工数の試算」参照。
- (※7)デリバティブ取引のショートポジションの取引により想定件数を大幅に超える可能性もある。

ケース I ～IV 共通事項

- 1) 本調査における要件（「2. 調査方法」を参照）をすべて満たすには、XBRL 形式を採用する必要がある。紙面（PDF¹⁵形式）、HTML¹⁶形式では下記要件を満たすことができない。
報告に係る機能について (4)データチェック機能
その他の機能等について (1)分析機能
- 2) 規模・性能要件については、提出される空売り報告書類の件数が増加した場合もハードディスクやサーバなどハードウェアの増設で対応が可能である。
- 3) 稼働時間や事業の継続性、情報セキュリティ対策などサービス¹⁷の信頼性に係る要件は十分に満たしている。

ケース I（投資者が金融庁に直接報告、株式の空売りポジションのみ）

- 1) 紙面／磁気ディスクによる提出機能
インターネットやコンピュータを利用できない状況への配慮として、紙面／磁気ディスクによる提出機能を考慮する必要がある。
- 2) 空売り報告書類作成ツールの開発
提出者の負担軽減のため、空売り報告書類作成ツール（Web フォーム・Excel ツール）を開発する必要がある。空売り報告書類作成ツール（Excel ツール）では、大量保有報告の Excel ツールと同様に複数銘柄を扱えるようにする。
- 3) 提出者情報の非公表化
残高割合に応じて提出者情報（個人）の氏名・住所を非公表とする開発が、空売り報告書類内に記載された情報だけでなく、書類種別などで検索した際に結果画面に表示される提出者情報についても必要である。

¹⁴【XBRL】企業の財務諸表などを記述するために開発された、XML ベースのコンピュータ言語（eXtensible Business Reporting Language）

XML とは文書やデータの意味や構造を記述するためのコンピュータ言語（Extensible Markup Language）

¹⁵【PDF】アドビシステムズ社が開発および提唱する、電子上の文書に関するファイル形式（Portable Document Format）

¹⁶【HTML】ウェブ上のドキュメントを記述するためのコンピュータ言語（Hyper Text Markup Language）

¹⁷【サービス】次世代 EDINET で提供される書類提出や閲覧等の機能及びヘルプデスク等のサービス

- 4) データチェック機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をチェックする必要がある。
- 5) 書類審査機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合を考慮した審査支援機能が必要である。
- 6) 分析機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合を分析できるようにする。
- 7) 想定提出件数
想定提出件数が年間約1万件の場合、ハードウェアの増設が必要ないとは言い切れないと考えられる。性能テスト¹⁸の結果によっては、ハードウェアの増設を検討する必要があるが、その場合もハードウェアの大幅な増設は不要であり、発生するコストは小さいと考えられる。
- 8) 概算開発工数
XBRL形式を採用した場合の開発コストは概算で31人月。（「別添 開発工数の試算」参照）

ケースⅡ（金融商品取引業者等を通して金融庁に報告、株式の空売りポジションのみ）

- 1) 空売り報告書類作成ツールの開発
提出者の負担軽減のため、空売り報告書類作成ツール（Webフォーム・Excelツール）を開発する必要がある。空売り報告書類作成ツール（Excelツール）では、大量保有報告のExcelツールと同様に複数銘柄を扱えるようにする。また、複数の投資者の報告を扱えるようにする。
- 2) 提出者情報の非公表化
残高割合に応じて、空売り報告書類内に記載されている投資者の氏名・住所を非公表とする開発が必要である。
- 3) データチェック機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をチェックする必要がある。
- 4) 書類審査機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合を考慮した審査支援機能が必要である。
- 5) 分析機能
株式の空売りポジションの残高数量／残高割合を分析できるようにする。
- 6) 想定提出件数
想定提出件数が年間約1万件の場合、ハードウェアの増設が必要ないとは言い切れないと考えられる。性能テストの結果によっては、ハードウェアの増設を検討する必要があるが、その場合もハードウェアの大幅な増設は不要であり、発生するコストは小さいと考えられる。
- 7) 概算開発工数
XBRL形式を採用した場合の開発コストは概算で27人月。（「別添 開発工数の試算」参照）

¹⁸ 【性能テスト】 応答時間等を測定するためのテスト

ケースⅢ（投資者が金融庁に直接報告、デリバティブ取引のショートポジション含む）

- 1) 紙面／磁気ディスクによる提出機能
インターネットやコンピュータを利用できない状況への配慮として、紙面／磁気ディスクによる提出機能の考慮が必要である。
- 2) 空売り報告書類作成ツールの開発
提出者の負担軽減のため、空売り報告書類作成ツール（Web フォーム・Excel ツール）を開発する必要がある。空売り報告書類作成ツール（Excel ツール）では、大量保有報告の Excel ツールと同様に複数銘柄を扱えるようにする。
- 3) 提出者情報の非公表化
残高割合に応じて提出者情報（個人）の氏名・住所を非公表とする開発が、空売り報告書類内に記載された情報だけでなく、書類種別などで検索した際に結果画面に表示される提出者情報についても必要である。
- 4) データチェック機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をそれぞれチェックするとともに、合算した残高数量／残高割合についてもチェックが必要である。
- 5) 書類審査機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合、合算した残高数量／残高割合を考慮した審査支援機能が必要である。
- 6) 分析機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をそれぞれ分析するとともに、合算した残高数量／残高割合についても分析できるようにする。
- 7) 想定提出件数
デリバティブ取引のショートポジションに係る報告が加わることにより、全体の想定提出件数である年間約 1 万件を大幅に超える場合はハードウェアの増設を検討する必要がある。提出件数の増加率にもよるが、ハードウェアの増設自体に係るコストは大きくないものと考えられる。
- 8) 概算開発工数
XBRL 形式を採用した場合の開発コストは概算で 33 人月。（「別添 開発工数の試算」参照）

ケースⅣ（金融商品取引業者等を通して金融庁に報告、デリバティブ取引のショートポジション含む）

- 1) 空売り報告書類作成ツールの開発
提出者の負担軽減のため、空売り報告書類作成ツール（Web フォーム・Excel ツール）を開発する必要がある。空売り報告書類作成ツール（Excel ツール）では、大量保有報告の Excel ツールと同様に複数銘柄を扱えるようにする。加えて、複数の投資者の報告を扱えるようにする。
- 2) 提出者情報の非公表化
残高割合に応じて、空売り報告書類内に記載されている投資者の氏名・住所を非公表とする開発が必要である。

- 3) データチェック機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をそれぞれチェックするとともに、合算した残高数量／残高割合についてもチェックが必要である。
- 4) 書類審査機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合、合算した残高数量／残高割合を考慮した審査支援機能が必要である。
- 5) 分析機能
デリバティブ取引のショートポジション、株式の空売りポジションの残高数量／残高割合をそれぞれ分析するとともに、合算した残高数量／残高割合についても分析できるようにする。
- 6) 想定提出件数
デリバティブ取引のショートポジションに係る報告が加わることにより、全体の想定提出件数である年間約1万件を大幅に超える場合はハードウェアの増設を検討する必要がある。提出件数の増加率にもよるが、ハードウェアの増設自体に係るコストは大きくないものと考えられる。
- 7) 概算開発工数
XBRL形式を採用した場合の開発コストは概算で29人月。（「別添 開発工数の試算」参照）

3.2 システム構築後に必要な運用・管理内容

次世代 EDINET の利用可能性を評価するため、業務要件、サービス稼働時間、運用体制及びシステム運用保守について調査検討した結果、「1.2 目的」で示した表 1 の I～IV のケースで業務内容に差異はあるものの、いずれのケースにおいても次世代 EDINET の利用が可能であると評価した。(※) I～IV のケースについての比較結果を表 3 に示す。

(※) ただし、関係する法令の改正等、制度の整備が前提となる。

表 3 ケース I～IV の比較

項目	I	II	III	IV
書類提出者	投資者	金融商品取引業者等	投資者	金融商品取引業者等
非居住者 ¹⁹ の投資者	代理人に委任	—	代理人に委任	—
紙面／磁気ディスク提出による財務（支）局の業務負荷	僅か(※1)	—	僅か(※1)	—
空売り報告書類作成業務 ²⁰ による提出者の業務負荷	現行 ²¹ と同程度	現行と同程度	大きい(※2)	大きい(※2)
提出者届出受理業務 ²² による財務（支）局 ²³ の業務負荷	大きい(※3)	小さい	大きい(※2)	小さい
本人確認業務の実施者	財務(支)局	金融商品取引業者等	財務(支)局	金融商品取引業者等
報告書情報の正確性	投資者に依存	投資者からの情報に依存 (4)	投資者に依存	投資者からの情報に依存 (4)

(※1) インターネットやコンピュータを利用できない場合の特例であり、提出件数はほとんどない。

(※2) デリバティブ取引のショートポジションに係る報告により株式の空売り報告のみの場合より報告件数が多くなるため、業務の負荷が増加する。

(※3) 投資者が空売り報告書類提出者となるため提出者の届出数が多くなり、業務の負荷が増加する。

(※4) 複数の金融商品取引業者等を利用した場合、提出すべき報告が提出されない可能性がある。

¹⁹ 【非居住者】 外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者

²⁰ 【空売り報告書類作成業務】 EDINET に提出するための空売り報告書類を作成する業務

²¹ 【現行】 取引所に提出している現行の空売り報告

²² 【提出者届出受理業務】 提出者より EDINET を利用するための届出書を受け取り、本人確認を行った上で、EDINET コード及び EDINET へログインするためのユーザ ID を発行する業務

²³ 【財務（支）局】 北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の財務省財務局、福岡財務支局及び内閣府沖縄総合事務局

ケース I ～IV 共通事項

- 1) 次世代 EDINET と同様の業務フローを適用できる。
- 2) 統合的な業務を行うため、次世代 EDINET の所管部門及び書類提出に係る業務を担う財務（支）局と、空売り報告の担当部門が一体となって業務を行うことが望ましい。
- 3) 次世代 EDINET のサービス稼働時間、ヘルプデスク業務時間、保守作業時間で問題はない。
- 4) 事業者²⁴（システム運用事業者²⁵、タクソノミ²⁶維持・開発事業者²⁷、ハードウェア等納入・保守事業者²⁸）は次世代 EDINET と同一とし、システム全体で統一された運用体制を持つことが望ましい。
- 5) 次世代 EDINET と同一の運用体制とすることで、運用に係る教育コストが削減できる。
- 6) 次世代 EDINET と同一の運用体制で、運用フレームワーク²⁹に則った業務を実施することで、新たな運用コストが発生しない。

ケース I（投資者が金融庁に直接報告、株式の空売りポジションのみ）

- 1) 非居住者の投資者
個人（非居住者）及び外国法人は代理人に処理を委任する方式となる。
- 2) 紙面／磁気ディスク提出
インターネットやコンピュータを利用できない状況への配慮として、紙面／磁気ディスクによる提出機能を考慮する必要があるが、提出される空売り報告書類の数は少なく、財務（支）局職員の業務に与える影響は限定的である。
- 3) 空売り報告書類作成業務
投資者が空売り報告書類を自ら作成し、提出する作業が発生する。
- 4) 提出者届出受理業務
投資者が空売り報告書類の提出者となるため、次世代 EDINET を利用する場合の提出者の届出数が多くなり、提出者届出受理業務を行う財務（支）局職員の業務負荷が大きくなる。ただし、空売り報告のシステム対応後、主要な提出者の申請が終了すれば、当該業務はさほど発生しないと見込まれる。
- 5) 本人確認業務
投資者の本人確認は上記 4) の業務で、財務（支）局職員が行う。

²⁴【事業者】運用・保守に係る事業者

²⁵【システム運用事業者】運用工程に必要となる各種オペレーション業務を実施する事業者

²⁶【タクソノミ】XBRL を用いた財務報告の電子的な雛形

²⁷【タクソノミ維持・開発事業者】定期的に更新されるタクソノミの維持・開発に関する業務を実施する事業者

²⁸【ハードウェア等納入・保守事業者】設計・開発工程において必要となるハードウェア、ネットワーク、ミドルウェア、データセンタ等の手配・導入を行い、保守工程においては、その保守業務を行う事業者

²⁹【運用フレームワーク】運用現場における業務を標準化するための仕組み

ケースⅡ（金融商品取引業者等を通して金融庁に報告、株式の空売りポジションのみ）

- 1) 空売り報告書類作成業務
投資者から提供された情報を元に、金融商品取引業者等が、空売り報告書類を作成し、提出する業務が発生する。
- 2) 提出者届出受理業務
金融商品取引業者等が空売り報告書類の提出者となるため、次世代 EDINET を利用する場合の提出者の届出数は限られ、投資者が金融庁に直接報告する方式と比較して、提出者届出受理業務を行う財務（支）局職員の業務負荷は小さくなる。
- 3) 本人確認業務
投資者の本人確認は現行と同様に金融商品取引業者等が行う。
- 4) 報告の正確性
投資者自身が残高数量／残高割合を合算の上、金融商品取引業者等に正しく伝える必要がある。特に、投資者が複数の金融商品取引業者等を利用している場合には、提出すべき報告が提出されない可能性がある。

ケースⅢ（投資者が金融庁に直接報告、デリバティブ取引のショートポジション含む）

- 1) 非居住者の投資者
個人（非居住者）及び外国法人は代理人に処理を委任する方式となる。
- 2) 紙面／磁気ディスク提出
インターネットやコンピュータを利用できない状況への配慮として、紙面／磁気ディスクによる提出機能を考慮する必要があるが、提出される空売り報告書類の数が少ないため、財務（支）局職員の業務に与える影響は限定的である。
- 3) 空売り報告書類作成業務
投資者が、空売り報告書類を自ら作成し、提出する作業が発生する。
- 4) 提出者届出受理業務
投資者が空売り報告書類の提出者となるため、次世代 EDINET を利用する場合の提出者の届出数が多くなり、提出者届出受理業務を行う財務（支）局職員の業務負荷が大きくなる。また、デリバティブ取引のショートポジションに係る報告が加わることにより提出者の届出数が多くなるため、いっそう提出者届出受理業務を行う財務（支）局職員の業務負荷が大きくなる。ただし、空売り報告のシステム対応後、主要な提出者の申請が終了すれば、当該業務はさほど発生しないと見込まれる。
- 5) 本人確認業務
投資者の本人確認は上記 4) の業務で、財務（支）局職員が行う。

ケースⅣ（金融商品取引業者等を通して金融庁に報告、デリバティブ取引のショートポジション含む）

1) 空売り報告書類作成業務

投資者から提供された情報を元に、金融商品取引業者等が、空売り報告書類を作成し、提出する業務が発生する。

2) 提出者届出受理業務

金融商品取引業者等が空売り報告書類の提出者となるため、次世代 EDINET を利用する場合の提出者の届出数は限られ、投資者が金融庁に直接報告する方式と比較して、提出者届出受理業務を行う財務（支）局職員の業務負荷は小さくなる。

3) 本人確認業務

投資者の本人確認は現行と同様に金融商品取引業者等が行う。デリバティブ取引のショートポジションに係る報告が加わることにより報告対象となる投資者の数が多くなるため、業務負担が増加する。

4) 報告の正確性

投資者自身が残高数量／残高割合を合算の上、金融商品取引業者等に正しく伝える必要がある。特に、投資者が複数の金融商品取引業者等を利用している場合には、提出すべき報告が提出されない可能性がある。

別添 開発工数の試算

業務分類	作業項目			概算工数（人月）（※1）													
	紙面（PDF形式）	HTML形式	XBRL形式	紙面（PDF）				HTML				XBRL					
2-1	提出者届出	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・財務（支）局を割出す処理の開発		1.0	-	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
4-1	開示書類等の提出	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・ヘッダ情報作成処理の開発		2.0	-	2.0	-	3.0	2.0	3.0	2.0	3.0	2.0	3.0	2.0	2.0	
		-	・Webフォームの開発（※2） ・Excelツールの開発（※2）	・タクソノミの開発 ・Webフォームの開発（※2） ・Excelツールの開発（※2）	-	-	-	-	4.0	5.0	4.5	5.5	5.0	6.0	5.5	6.5	
4-2	開示書類等の仮登録	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・提出書類の格納処理の開発		2.0	-	2.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		-	・データチェック処理の開発	・データチェック処理の開発	-	-	-	-	1.0	1.0	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5	
4-4	紙面/磁気ディスク提出	・書類提出処理の開発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5-1	審査割当	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・審査対象書類の検索及び割当処理の開発		1.0	-	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
5-2	書類審査	-	-	・審査支援機能の開発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	2.0	2.5	2.5
6-2	検索	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・検索処理の開発		2.0	-	2.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
6-3	分析	-	-	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・分析処理の開発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0	2.0	2.5	2.5
6-4	各種情報取得	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・マニュアル登録処理の開発		0.5	-	0.5	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
8-2	実績情報の入手	・マスタ、設定ファイル等の追加/修正 ・実績情報取得処理の開発		0.5	-	0.5	-	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
-	テスト	・システムテスト		1.0	-	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
-	マニュアル作成	・操作マニュアル	・操作マニュアル	・操作マニュアル ・XBRL関連ガイドライン	1.0	-	1.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5
-	運用保守実施体制への教育	・操作教育	・操作教育	・操作教育 ・XBRL関連教育	0.5	-	0.5	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5
				概算工数合計（人月）	12.5	-	12.5	-	19.0	19.0	20.0	20.0	27.0	27.0	29.0	29.0	
				紙面（PDF形式）による提出を組み合わせる場合に必要概算工数（3）	-	-	-	-	4.0	-	4.0	-	4.0	-	4.0	-	
				紙面（PDF形式）による提出を組み合わせる場合の概算工数合計（人月）	-	-	-	-	23.0	19.0	24.0	20.0	31.0	27.0	33.0	29.0	

前提条件

- (1) 概算工数の見積りについては、次世代EDINETの開発を担当した事業者または開発内容を理解している事業者による開発を想定したものである。
- (2) 4-1 開示書類等の提出におけるWebフォームの開発/Excelツールの開発については、大量保有報告の書類提出用に開発されたツールをベースとした開発を想定したものである。
- (3) PDF形式のみ開発を行う場合は、12.5人月となるが、他形式と同時に開発を行う場合は共通部分が増えるため4.0人月としている。
 「4-4 紙面/磁気ディスク提出」の開発工数：1.0人月
 PDF形式における 以外の開発工数：3.0人月